

# 社会福祉法人 糸満市社会福祉協議会 役員等の報酬等に関する規程

## (趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人糸満市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款第10条・第25条の規定に基づき、理事・監事及び評議員並びに、各種委員会委員等（以下「役員等」という。）の報酬、手当、謝礼金、旅費（以下「報酬等」という。）に関する必要な事項を定めることを目的とする。

## (報酬等の額)

第2条 本会の役員等の報酬等の額は次のとおりとする。

- (1) 会長に手当として月額50,000円を支給する。
  - (2) 副会長に手当として月額15,000円を支給する。
  - (3) 監事が監査を実施したときに月額10,000円を支給する。
  - (4) 理事会及び評議員会へ出席したときに月額3,000円を支給する。
  - (5) 各種委員会等へ出席したときに月額3,000円を支給する。
- 2 前各号のほか、会長が必要と認める会議へ出席したときに月額3,000円を支給する。
- 3 役員（理事・監事）への年間支給総額は理事137万円以内、監事13万円以内とする。
- 4 本会が開催する研修会、講習会等の講師には謝礼金を支給する。
- (1) 講師の1時間当たりの謝礼金については、別紙「講師等謝礼金支払基準表」によるものとする。ただし、基準表によりがたい場合は会長が諸般の事情を考慮して決める。
- 5 役員等が出張する場合は、本会旅費規程に基づき、旅費を支給する。

## (報酬等の支給方法)

第3条 報酬等は、通貨をもって本人へ支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

- 2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

## (公表)

第4条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条2の1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

- 1 この規程は、令和2年1月30日から施行する。
- 2 社会福祉法人 糸満市社会福祉協議会 役員・各種委員会委員等の手当、謝礼金及び費用弁償に関する規程（平成17年4月1日制定）は、廃止する。